（法第二十一条の情報の公表）

**第六条**　法第二十一条の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに当該各号に定める事項のうち、特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものをそれぞれ一以上公表することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の公表は、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績　次のいずれかの事項

イ　採用した職員に占める女性職員の割合

ロ　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

ハ　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

ニ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

ホ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

ヘ　中途採用の男女別の実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績　次のいずれかの事項

イ　当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異

ロ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

ハ　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

ニ　職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）の勤務時間の状況に関する次の一以上の事項

(1)　内部部局等に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員の双方又は一方の、一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

(2)　内部部局等に勤務する職員のうち、管理的地位にある職員とそれ以外の職員の双方又は一方の、超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

ホ　管理的地位にある職員以外の職員の勤務時間の状況に関する次の一以上の事項

(1)　職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間並びにその指揮命令の下に労働させる派遣労働者一人当たりの一月当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間

(2)　超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数

ヘ　職員の年次休暇等の取得日数の状況

ト　職員のまとまりごとの年次休暇等の取得日数の状況

［号を削る。］

［号を削る。］

（情報の公表）

**第六条**　法第十七条の規定による情報の公表は、次に掲げる事項のうち、特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものを公表することにより行うものとする。ただし、第四号に掲げる事項の公表は、離職率の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

一　採用した職員に占める女性職員の割合

二　採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

三　職員に占める女性職員の割合及びその指揮命令の下に労働させる派遣労働者に占める女性労働者の割合

四　職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

五　直近の年度の十年度前及びその前後の年度に採用した職員（新たに学校若しくは専修学校を卒業した者、新たに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれらに準ずる者として採用された者に限る。）の数に対する当該職員であって引き続き任用されている者の数の男女別の割合